

1971年6月17日第三種郵便物認可(毎月六回5の日・0の日発行) ←
SSK 無何有郷通信 2023年12月5日発行 SSK通巻第5988号



LETTERS FROM NOWHER

SSK

無何有郷通信

通巻35号

もかうのさとつうしん
社会福祉法人上州水士会
LETTERS FROM NOWHERE
茨城県若狭産施設水士会
2023年12月5日



お歳暮特集号 注文受付中 ←

◇精神障害者としての新たな人生行路 その2。 ←
◇下衆の働き後見制度は、誰がもうけているのか？ ←



精神障害者としての新たな

人生行路 2

岡部 寛

前回、図らずも「この稿続く」となってしまうと、何か書かねばと思いながら、日々を過ごしてきたが、今回は、「障害者と健常者の共生」ということについて考えてみたい。

一口に障害者といっても、身体、知的、そしてぼくのような精神障害者、いわゆる三障害では、障害の種類によって、健常者と障害者との接し方は、異なってくるだろう。

障害者との接し方、というと、どう接したらいいか、戸惑う人は多いのではないか？

身体障害者の場合、健常者と同じように接することができないということは、すぐに分か

る。足が不自由なら、荷物を持つ等のサポートをする。目が不自由なら、危ない場所では声かけする。サポートは、すぐに思い浮かぶ。

知的障害の場合も、接すれば、障害者だと分かるので、子供に接するように、うまく誘導すればよいだろう。それがサポートになる。

しかし、精神の場合は、どうサポートするのがいいのかは、分からない。精神障害だということとは、接しても分からない場合の方が多からだ。しかし、精神障害だって、サポートを必要とする。全く健常者並みに、期待されても、対応ができない。やはり、配慮は必要なのだ。

では、どのような配慮が必要なのか？それを考えるために

は、知的障害者の従業員が7割で、チヨークメーカーでトップに君臨する、川崎市にある日本理化学工業という会社の取り組みがヒントになる。もう、14年前になる、2009年のテレビ東京の番組「ルビコンの決断」で放映されたドキュメンタリーなのだが（古くて恐縮です。）少しばかり、紹介する。

ドラマは、養護学校を卒業間近の2人の少女を就職させたいと願う教師が、日本理化学工業の専務に就職を頼み込むところから始まる。熱心な教師の訴えにほだされて、専務は、実習だけなら、ということでは2人を受け入れる。熱心な少女たちの働きぶりに、刺激された従業員たちは、実習が終わる日に、専務にこのあとも2人を雇用

してほしいと訴え出る。少女たちは、4月からも、会社で働けるようになる。専務は、少女たちの熱心な働きぶりに感銘し、数年後、10数名の知的障碍の従業員を雇うことになっていく。しかし、集中力を切らし、離席する障碍者や、生産性を落とす原因になる障碍者もいて、健康者の社員の不満も募っていく。専務は、従業員を集め、工程や道具の改良を検討し、知的障碍をもつ従業員にも仕事ができるように、工夫してほしいと指示を出す。そして、専務自ら道具を改良し、赤いふたに入っている原料は、赤の分銅をのせて重さをはかり、青いふたの原料は、青の分銅をのせて重さをはかるように改善する。そのとき、伊藤かずえ扮する従業員は、

「これなら私たちも楽になるわね。」と言うのだ。

その後も、数を数えるのが苦手な工員のために、12本の枠を作った箱で、チヨークの数を数えたり、幅をはかる器具を作り出したりする改革をしていく。効率化や生産性のアップが、障碍をもつ人のために工夫すること、成し遂げられていくのだ。

これは、実話である。障碍に配慮することは、健康者にとっても見返りが大きいのである。(今年の苺狩では、まだ、大きな苺をとってしまい、仕分けする作業が生じたが、厚紙を三角に切って、はみでない苺は摘まないと指示するとか、水土舎でも、参考にできることはたくさんあるように思う。)

精神障碍の場合も同じである。特別なことは何もない。健康者が健康者と付き合う上で、心地よい接し方ができれば、それは、精神障碍者にとっても、安心して付き合える環境になっているのだ。

昨今、いじめだとか、パワハラ、セクハラ、インターネットの炎上とか、中傷、ストーカー行為とか、どこか社会が狂っている。そのことは、精神障碍者の増加にも関連があると思う。そのようなことが無くなるこそ、精神障碍者との心地よい接し方ができる条件となるだろうと思っている。(大麻を吸う大学生、羽生結弦さんのネット中傷による離婚とか、なんだかなあ。)

最後に、日本理化学工業の専

務（社長）の石碑に刻まれた言葉を紹介して、この稿を終わりたい。

働く幸せ

導師は人間の究極の幸せは、人に愛されること、人にほめられること、人の役に立つこと、人から必要とされること、の四つと云われた。

働くことによって愛以外の三つの幸せは得られるのだ。

私はその愛までも得られると思う。 -- to be continued --

後見制度で誰が儲けたのか、

水土舎の体験事例から。

柳澤 赴

後見制度について我々は、制度に付いても、ましてや法律に付いても門外漢であり、語るべき知見など何もない。絶無だ。我々はた

だ、誰が『儲けた』のかという卑俗、低劣、下品、醜悪極まりない切り口で、後見制度の実際を概観してみようと思いついた。

このような下衆な興味本位の勘ぐりだが、もちろんこの制度の理念や実際の運用を担っている善意の人々を冒瀆する意図など端から毛頭ない。ゼニカネの話は誰も詳らかにしてくれないので、ここは俺が卑近な例を取り上げてあげつらう以外にない、そう思った。雑談のツマ程度の床屋政談にももとの駄弁だが、お許し願いたい。

誰が儲かったのか、儲けているのか。例えば医者なら病気を治す、或いは寛解に導く。その報酬としてゼニカネを儲けるのだから見通しのいい話だ。我々の体験した後見制度ではここが非常に見え難い。

しかし、これはあくまでも水土舎が経験した特殊、個別的な事例である。我々はこの事例を敷衍し、一般化しようなどという大それた考えは毫も持っていない。

ケーススタディ 1

知的障害者 A さん。10 数年以前に障害者相談支援事業所 M を訊ね、自己破産の件で相談。A は M から司法書士 B を紹介される。B は先ず後見人となり、次に個人破産の事務手続きを行った。ここが一つのデカイ分かれ道だった。

そもそも B は自己破産の手続きに後見制度を利用して後見人にならねばならなかったのか。不思議だ。後見人が破産手続きをする場合、手続きが終了しても A さんの障害が回復したことを証明できなければ終生に渡って後見人は金のウンコのように離れない。か

現在は原則として本人の死亡まで続く

成年後見制度は認知症や知的障害などで判断能力が衰えた人に公的な代理人である成年後見人をつける制度です。

成年後見人は本人の利益のために財産管理や福祉サービスの契約、遺産分割や相続手続き等を行います。

一度成年後見人がつけられると本人の死亡もしくは本人の能力が回復する時までその利用が続きます。

認知症を治す薬は今のところないので現状は本人の死亡まで続く制度となっています。

成年後見人には毎年報酬が本人の財産から支払われるためコストがかかります。

基本報酬	月額2万円	
管理財産が1000万円を超え5000万円以下	月額3万円～4万円	
管理財産が5000万円を超える	月額5万円～6万円	

(参考：[平成25年1月1日付東京家庭裁判所「成年後見人等の報酬額のめやす」](#)より)

くてAは生涯に渡ってこの金魚のウンコの後見人に報酬を支払うことが運命づけられてしまった。今様に言うなら紐付けされてしまったといふことになるが、Aの場合、Mからの勧めもあってのことだろが、この**カラク**りは伝えられていない。しかし、問題は。このカラクリなので。上段と下談の引用は厚労省の第12回成年後見制度利用促進専門家会議(2021年12月)から抜粋だ。それではAの自己

今後は期間限定の後見人を検討

平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されてから、政府としても現在の成年後見制度の課題を解決し、使い勝手の良い制度となり利用者が増えることを目標としています。

そのための課題を見つけ改善策を考えるのが専門家会議です。

今回の会議内容をまとめました。

【今後の成年後見制度の運用改善ポイント】

- 全国どの地域でも必要な人に必要な支援が届くようにすること
- 後見事務として財産管理に重きを置きすぎているが本人の特性理解と身上保護も同じくらい重要視すること
- 終了原因が限定されているので一時的な利用もできるように検討
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実化
- 本人の意思が反映されやすい任意後見制度の普及を目指す
- 後見人の不正防止の徹底と使いやすさの調和
- 適切な後見人の選任・交代の推進

(参考：[「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項\(案\)」](#)より)

いくつか改善ポイントが挙げられていますがやはり画期的な点は後見人の一時利用の検討です。

もしこれが実現すると相続手続きや不動産の売却、施設入所のための定期解約や高額振り込み等の利用だけで使いたいというニーズに応えられることとなります。

破産手続きは、後見人でなくてはならないのか、そんなことは断じてない、と無人島の司法書士は憤る。然るべき人(多くは士職)が有料でやってくれる。自分でも出来るらしい。手続きが終われば報酬を支払って自己破産は成立する。以上ですべては終了となる。

前頁の二つの抜粋は、画期的な『限定後見』の可能性を議論している。欧米では当たり前になっていく。一時利用に言及しており、画期的な提言だと俺は思う。

実際にBは10年くらいの間、赤貧洗うが如しのAから後見料を毎月の正当な報酬として得ていた。

MはAに年金申請の手続きを行い、障害者基礎年金二級の受給ができるように手続きした。毎月の後見料はこの年金(約6万5千円)

手続だけの依頼の場合の成功報酬の支払い

A 支出(いい加減な)推定) ←	B 収入 ←	M ←	←
30万円支払い ←	30万円 ←	?	←
後見料はゼロ ←	0円 ←	?	←

から出金されて
いる。

実際のAの年金の割り振られ方(年金六万五千円の使途)。
Aの年金6万5千円はBの管理するAの通帳に

支払われるBは生活費として4万円をMに渡すBは障がい者基礎年金だと言ってAに4万円を渡す。この関係が10年続いた。10年

後にAと父親が水土舎に相談に来たが、Aも父親も年金は4万円だと主張していた。阿保な水土舎では厚生障害年金3級の場合なら4万円などということもあるのかな?くらいに軽く考えていた。

事実はこの差額年額30万円(月々

2万5千円)の内訳は13万2千円が後見料(B談)、約3万円が医療費等、残金約13万8千円はAの通帳に返金した(B談) そうだ。

Aの収支 ←		備考 ←	M ←
基礎年金年額	780,000	(毎月65,000) B 預り ←	←
医療費等年額 ←	-30,000 ←	主には医療費2500/月 ←	←
後見料年額	-132,000 ←	Bへの報酬	←
生活費 ←	+480,000 ←		←
(年金一経費) ←	+138,000 ←	これは一括してAに返還(B談) ←	←
破産手続き ←	-30,000 ←	30万÷10年(120ヶ月) ←	←
破産手続き	約-30万円くらいか?(10年の年割りで3万円/年) ←		? ←
上記から、Aの収入78万円から、必要経費としての医療費等を除くと75万円である。破産手続き代行(30万)が年割で3万円となるが、これも必要経費と考えられる。後見料13万2千は後見制度を利用しなければ不要であった。 ←			

Aはこの10年間、Mの所属する医療法人の内科と精神科を定期受診し、その費用は月々2500円ほどだった。その他の病院にはたった一度整形外科を受診したのを例外として受診歴はない、と言っている。彼の記憶力の正確さは我々の比ではないので、これは正しいと思う。『お金がないから病院には行かなかった、風邪を引いても売薬で済ませていた。』とはAの弁だ。

水土舎に相談に来た際に、水土舎ではまず第一に家庭訪問をして家計調査を行った。無駄遣いなど不可能な借金財政だった。両親と本人の三人で、市営住宅で儉しく生活を営んでいた。

明らかにになった家計は真っ赤っかだった。粘り強く子細に聞き取りをして、初めて後見人Bと相

談支援事業所Mが支援の継続中であることを知った。早速BとMと話し合う。両者ともAを支援困難ケースとしてファイルの奥に塩漬けたまま放置していた。

BもMもそもそもの初めからたったの一度も家庭訪問すらしていなかった。たったの一度も、だ。

俺は恐る恐るBに身上監護は何所が担っているのですか、Mですか？と訊いてみた。

常識的に民法898条の身上配慮義務や意思尊重義務という言葉くらいはこの仕事に携わっている者なら誰でも聞いたことがある。

Bは両方とも私だと答えたのだが、家庭訪問無しを取り上げただけでも、明らかに身上配慮義務と意思尊重義務の軽視(無視?)の証左とはならないか。

東洋大学紀要より

1. 身上配慮義務とは

成年後見人には、成年被後見人の意思尊重義務と身上配慮義務がある⁽²⁾。身上配慮義務は成年被後見人の心身の状態、生活の状況に配慮するべきであることを指している⁽³⁾。また、成年被後見人の最善の利益(ベスト・インタレスト)を追求することが成年後見人に課されているという指摘もある⁽⁴⁾。これらの義務の実行を確認する立場となるのが家庭裁判所であり、成年後見人が成年被後見人の意思を尊重し、身の回りに配慮して財産の管理が行われているのかを監督している。

水土舎はさっそく関係当事者のA、B、Mとの話し合いの場を作った。BとMは、このケースは最初から膠着状態が続いており、この超困難ケースへの効果的な打開策がないままに今日まで推移してきた。そしてその場でAの意向を聞き容れ、相談支援事業所を基幹のMから水土舎に移

し(通常困難事例は市井の相談支援事業所から基幹相談支援事業所に繋がる。今回は逆順だ)、水土舎の施設利用を開始することが決定された。

因みに、まだ水土舎が正式に関わる前に亡くなった母親の葬儀に参列したのは、父子の他には水土舎の職員一名の計三名だけだった。友人・知己・親類も誰も来ず、BとMは母親の逝去を知りもしなかった。

←	M相談事業所の10年間←	水土舎3年間←	B司法書士氏←	備考←
手帳の再判定←	有 <input checked="" type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有 無	←	福祉医療狙い。水土舎で福祉医療取得。←
組長さんとの折衝←	有 <input checked="" type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有 無	←	Aさんの両親を含む家族支援について←
区長さんとの折衝←	有 <input checked="" type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有 無	←	同上←
民生委員との折衝←	有 <input checked="" type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有 無	←	同上←
包括との折衝←	有 <input checked="" type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有 無	←	同上←
家庭訪問←	有 <input checked="" type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有 無	<input checked="" type="radio"/> 無	A家によるとB,Mとも10年間一度も訪問無し←
自己破産手続と後見制度利用の必然性←	←	←	有? 無	自己破産手続きを司法書士等に依頼する場合、司法書士は後見人となる必然性があるのか?←
自己破産手続手数料←	←	←	円←	30~50万円?←
自己破産手続終了日←	←	←	月頃←	アバウト3か月必要?←
自己破産後の後見人の必要性←	←	←	有? <input checked="" type="radio"/> 無	手続きが終わっても後見人が必要である合理的な理由はあるのか?←
有償後見から無償後見の交代の検討←	有 <input checked="" type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有 無	有 無	水土舎の施設長への引継ぎについては承諾、Mは最初から辞退。←
Aさんの無償後見による引継ぎの検討←	有 <input checked="" type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有 無	有 無	Mはやらない、水土舎の施設長はやると主張。実際にB司法書士は水土舎を家裁に推薦した。←
後見変更手続きに要する諸費用←	←	←	円←	←

このミーティングでBからもう一つ重大な発議があった。後見をMか水土舎に譲りたいという提案だ。Bは後見の二大柱である財産管理と身上監護を事実上放棄し、他に譲ろうとしたのだ。余談だが、この話し合いの後、Aに渡される年金(生活費)は突如5万3千円に跳ね上がった。

Mは即座に辞退、水土舎は経験もあるので、審判が降りるなら無料で受けると即答した。地裁はBが書面で推薦した水土舎職員の後見を却下し、代わりに別の相談支援事業所の職員が指名を受けた。

爾来三年有半、現在もAは一日も休むことなく水土舎に通っている。一家の生活も家計も安定した。

この例では、B司法書士は無産赤貧洗うが如しのA親子の自己破産手続きを開始する前にAの後見人となった。これは必要だったのか。間違いではなかったか。

後見制度利用と破産手続き代行はリンクしていない。別々の事案だ。自己破産を代行する司法書士等が後見人である必然性は無い。

ここで先ほど引用した『限定後見』（後見制度の利用目的が完遂したら、制度利用を終了する）が重要な検討事項になってくる。

余談だが、富岡市作成の後見制度を紹介したパンフレット『暮らしを支えるパートナー』が、後見制度の問題点を剔抉し様々な議論を展開している学究の本の中に、後見の取り消しや後見人の追加について情報提供している良心的な

好例として紹介されている。

そこには後見人の不正行為や業務怠慢が証明されるなら、後見人の解任の申立が出来ると、また、被後見人の障害が回復した場合、医師の診断書を添えて審判取り消しの申立が出来ると記されている。しかし、有り体に言えば、この二点は少なくとも知的障害者或いは精神障害者を支援している我々の現場では、事実上夢のまた夢であることは周知の事実だ。

このミステリーは特殊な例なのか、なぜ無産赤貧Aに後見人を付ければならなかったのか、理由が見当たらない。後見人を付けず、破産手続きだけ依頼していたら、彼の出費は30万くらいで済んだ。しかし、後見人を付けたことで無産赤貧Aの出費は大きく跳ね上

がり、この終身垂れ流し報酬の散財（自動支払）はAが死ぬまで続く。

A（40才後半）のやらずブツタくられ後見報酬支払は、彼が身罷るまでの三十数年間続けねばならない。一万二千円×35年×12か月＝504万円となる。この間の彼の基礎年金総額は6万5千円×35年×12か月＝2730万円だ。504万円は18.5%。これだけあれば梁山泊が建つ、乎？

確実に言えることだが、Aは困難ケースではない。しかも、Aに問題が起ったとき、動くのは水土舎だ。祝日夜間の緊急時に連絡が入るのも、即応するのも、様々な関係筋から連絡が集中するのも、ハッキリ言っておくが水土舎だ。何故なら、A家が気楽に話せるのも、日常的に支援し付き合いがあるの

も、様々の情報を握っているのも、一朝事ある時に機動力を発揮できるのも、後見人でも身上監護人でもなく、みな水土舎だからだ。
而して問う、無産赤貧Aに後見は必要なのか？Aのお金が「合法的に詐取」されるだけ？乎？

ケーススタディ 2

14年間、水土舎は母子家庭のN家を支援してきた。

非常に良好な関係が続いていた。地域との連携も非常に良好だった。区長、民生委員、包括、H病院の相談員、M市在住の又従弟のAさん、社協のヘルパーさん、皆が親切に連携し、地域の母子家庭を支援する輪が円滑に機能していた。母親が入院してからは、一人になつてしまったNさんに宅配食事を提供してくれていた業者さんも、

親身に協力してくれた。

分からず屋で畜畜家の母親は、ヘルパーの受入れも、デイサービスの利用も、レスパイト利用も、悉く頑なに拒否した。皆で一つ一つ説得し、納得してもらった。年単位の説得だった。

或る冬の日、猫のように炬燵で丸くなって過ごしていた母子に、空調設備導入を説得したのも民生委員と区長と水土舎だった。

Nのケースは、多くの場合母親の支援と不即不離だった。だから皆で連携協力体制を整えた。その真ん中に水土舎があった。

母親の入院の直接の原因となった二階からの転落(顔面に大きな青痣ができてしまった)の際も、H病院の相談員さんや富岡総合病院との連絡は全て水土舎に集中し、

水土舎が全てを受けた。

(余談だが二階からの転落事故は後ほど覆る。本人も後に認めたが親子喧嘩だったらしい。)

この事故(喧嘩なら事件だが)がもとで、母親の老健利用が支援計画の俎上に上った。

母親も納得したのだが、施設側では保証人が必要だと受入れを留保。Nは知的障害があるので不可、Nの補助として後見人になっていた水土舎の職員も不可、近しい親族でしか受け付けられない、という返答だった。これも後で違う老健に訊いたところ、ウチではそんなことはない、という話だった。まぢまぢなのだ。

ここで何故水土舎の職員がNの補助人になったのか、説明を要す

ると思う。Nが悪徳屋根屋の姦計に陥って五百数十万円の修理の契約を結んでしまった。その契約を無効にするために水土舎が動いたので、唯一の親戚だと紹介されていた又従弟と母親が相談して、水土舎を後見人とする制度利用を考へて付いたのだ。事前に裁判所と十分に相談し、無償の補助となることで合意し、手続きを取った。

話を戻す。我々関係者は誰も皆親戚はいないと聞かされていたので、M市在住の又従弟に保証人をお願いしてみようということになったが、市内に彼の兄(又従兄)が在住であることを知り、彼に願ひすべく連絡を取った。すると従姉が東京にいることが分かった。そこで在京の従姉に願ひすることにした。この従姉と市内の又

従兄が曲者だった。彼女は頻繁にもめ事を起すトラブルメーカーだったのだ。口八丁手八丁、誠に弁舌さわやかに奸計を巡らし、人前でまことしやかな嘘を吐き、平気で啼泣できる人だ。押しも強い。

この二人が介入してきて平和で安穩なN母子の生活は乱された。彼らはまず水土舎をNから引き裂こうと画策した。

最初は相談支援事業所Mや、N P O 法人のLが丸めこまれてしまったのだが、我々誰もが考えもしなかった一番大きな誤算は、この二人(主には従姉)が家裁の調査官を誑し込んでしまったことだ。

どのような嘘を捏造したのか。例えば調書には水土舎が夜陰に乗じて家の窓に小石を投げる嫌がらせをした、などと書いてある。こ

の嘘八百を調査官は信じたのだ。

この二人はまだ水土舎が補助を受任していた頃から、Nとの寿司屋での会食や、Nの母親の見舞いに電車があるのにタクシーを使い、金銭を請求してきたり、N P O のLに水土舎との面会を従姉の許可なくさせるなど言いくるめたり、様々な策謀を巡らしてNを水土舎から引き離していった。

このような理不尽な行為は家裁にも逐次報告したのだが、家裁はいっかな取り合わなかった。

それどころか、家裁の調査官は、14年の支援実績のある我々(区長、民生委員、包括、H病院の相談員、前橋に住む又従兄妹さん、社協のヘルパーさん等)を無視して、たまさか降って湧いたようにその前に突然出現してきた従姉と、それ以降で水土舎でなく、彼女の画

策で急遽変更した相談支援事業所 Mの職員とだけ面会して、裁判官に提出する調書を作成したのだ。こんなバカな話がまかり通るのかと我々一同啞然としてしまったが、従姉の口八丁を鵜呑みにした結果だろうと思う。酷い話だ。

この調査官の名は川島雄二という。

かくて水土舎はNの補助を降ろされ、代わりに弁護士が財産管理を、従姉が身上監護を受任した。扱、銭金の話だ。下に図解した。

我々が補助を行っていたら平穏な生活は無料で保障されていた。しかし、従姉の出現でN母子の生活は減茶苦茶になっていった。

N氏のその後だが、二人に蹂躪され、訴訟あり、24条入院ありで余り幸せな人生を送っているとは言い難い、と仄聞する。むべなる

1971年6月17日第三種郵便物認可（毎月六回）

水土舎が補助の場合のNの出費。	←	弁護士が財産保全、従姉が身上監護のばあいNの出費（推定）	←
補助への報酬	←	ゼロ	←
	←	弁護士への後見料	←
	←		←
他には何も出費するものなし。	←	生活支援金	←
	←		←
20年の合計	←	ゼロ	←
	←	20年の合計	←
	←		←
	←	この間のNの年金収入。2級の場合、年間78×20年=1560万円、1級の場合1950万円	←

5の日の発行）SSK無何有郷通信

かな。

持っている人は与えられて、いよいよ豊かになるが、持っていない人は、持っているものまでも取り上げられるであろう。マタイ伝13章12節

編集後記

@ 5泊6日の北海道旅行敢行。総勢50名、無事だった。富岡は父兄利用者さんとも大喜び、前橋は本人たちではなく、父兄から慎重論が出た。石橋を叩けば渡れない(南極越冬隊長)。渡るか否かは当事者主権だ。忘れまじ、意思尊重義務。

@お歳暮シーズン。赤城

屋は超多忙。よろしく。



編集…知的障害者授産施設水土舎
編集人…代表 金谷透

印刷…水土舎印刷室(無断転載禁止)
発行…特定非営利活動法人障害者団体定期刊行物協会

東京都世田谷区祖師谷3の1の17の102

一部百円、年間購読料四百円(送料込)

2023年12月5日発行 SSK通巻第5988号